

令和4年度 重点行政監査の結果に基づく措置状況

1 知事

(1) 本庁

| 番号 | 機 関 名 | ページ |
|----|-------|-----|
| 1 | 危機管理監 | 1 |
| 2 | 土木建築局 | 2 |

【知事】

1 危機管理監

令和4年度 監査結果（改善を求める事項）

令和4年度附属資料において、令和4年4月1日現在の状況として記載されている防災関係資機材の数量が、備蓄物資台帳上の数量ではなく、取扱要領で定められた備蓄必要量となっていた。

また、附属資料に記載されている資機材の規格や数量が実際と異なっていたほか、昭和48年に大竹市に貸し付けたオイルフェンスは、平成9年度に返納され処分の手続が行われていたものの、附属資料の記載を削除していなかった。

当該計画は、県民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害及び事故災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、県、市町、防災関係機関及び住民等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めたものであり、県の地域における防災対策について総合的かつ基本的性格を有する重要な計画であることから、附属資料に記載する内容は備蓄必要量ではなく、実際に保有する数量・規格にするとともに、情報の正確性を期する必要がある。（危機管理監危機管理課）

措置の内容（令和5年度報告分）

【措置内容】

附属資料に記載する防災関係資機材については、今年度から棚卸確認後に整理した実数量・規格を記載することとした。

なお、棚卸確認や数量とりまとめ時に、担当者と副担当で数量・規格の確認を徹底する。

2 土木建築局

| 令和4年度 監査結果（指摘事項） |
|---|
| 水防計画で定められた水防資機材、作業員その他の輸送を確保するための輸送計画が樹立されていないかった。また、管内の水防管理団体に輸送経路図を提出させていなかった。適正な事務処理に努められたい。（西部建設事務所、西部建設事務所呉支所、西部建設事務所廿日市支所、西部建設事務所安芸太田支所、西部建設事務所東広島支所、東部建設事務所、東部建設事務所三原支所、北部建設事務所、北部建設事務所庄原支所） |
| 措置の内容（令和5年度報告分） |
| 【原因】 広島県水防計画が令和元年度に改正されたが、改正内容の認識不足により、水防計画で定められた水防資機材、作業員その他の輸送を確保するための輸送計画の樹立及び管内水防管理団体への輸送経路図の提出を求めていなかったため。 |
| 【措置内容】 管内の水防管理団体の輸送経路図を含めた輸送計画を令和5年10月末までに作成した。 |

| 令和4年度 監査結果（改善を求める事項） |
|--|
| 倉庫の周囲に雑草が生い茂り、資機材の搬出に支障をきたすおそれがあるものや、屋根や壁に穴や隙間が生じているにもかかわらず、十分な修繕等が行われていない倉庫があった。保管場所として継続して確保する必要がある倉庫については、本庁と連携して、適切に修繕等を実施する必要がある。（西部建設事務所呉支所、北部建設事務所庄原支所） |
| 措置の内容（令和5年度報告分） |
| ○ 西部建設事務所呉支所 当支所の警固屋水防倉庫は、昭和50年3月から水防資機材の倉庫として使用しているが、老朽化が進んでおり継続使用するには抜本的な修繕工事が必要となること、築年数は45年を超え、残存価値がないこと、内部の資機材は呉市郷原町に呉市と共同利用している水防倉庫（黒瀬川防災ステーション）等で代替が可能であること、及び維持修繕負担も不要となることから撤去処分することとし、令和5年9月22日付けで県庁道路河川管理課に行政財産の用途廃止の手続きを依頼した。 |
| ○ 北部建設事務所庄原支所 建設業許可業者から、屋根・壁面の穴の補修見積りを徴し、12月末までに修繕する。 年1回の水防資材の数量確認に併せ、倉庫外構の確認も行う。 今年度は、5月、6月、7月に現況確認を行った。 |